

地方連携部会の設置について（案）

平成 29 年 3 月

職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室

- 雇用に関する国と地方公共団体との連携を強化するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。平成 28 年 8 月 20 日施行）により、雇用対策法が改正された。
- 改正雇用対策法では、地方公共団体の長が厚生労働大臣に対し労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請（以下「措置要請」という。）できることとされた（同法第 32 条）。
- 地方公共団体の長が措置要請したとき^(※)は、厚生労働大臣は措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり学識経験者等の意見を聴かなければならないこととされており、意見を聴く場を設けることが必要となった。
 - ※ 措置要請は、第一義的には労働局長に対し行い、労働局長から要請への対応内容について通知が行われる。
 - 当該通知を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、さらに厚生労働大臣が自ら要請への対応を行うよう求めることができ、この際、厚生労働大臣は学識経験者等の意見を聴くこととされている（雇用対策法施行規則第 13 条の 2）。
- また、これまで職業安定分科会に報告してきた雇用に関する国と地方公共団体との連携についても、その在り方を専門的な見地から検討する必要がある。
- このため、
 - ① 雇用に関する国と地方公共団体との連携の在り方について必要な調査審議をすること
 - ② 地方公共団体からの措置要請への対応に関し必要な調査審議をすることを目的として、地方連携部会を職業安定分科会の下に設置したい。

雇用対策法（昭和41年法律132号）（抄）

第七章 国と地方公共団体との連携等

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

（要請）

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）

（要請等）

第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。

- 2 措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。
- 3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たっては、措置要請の内容及び、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。
 - 一 学識経験者
 - 二 措置要請に係る地方公共団体
 - 三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

同一労働同一賃金部会（仮称）の設置について（案）

平成 29 年 3 月
職業安定局派遣・有期労働対策部企画課

- 同一労働同一賃金の実現に向けては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、
 - ① どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する
 - ② 不合理な待遇差の是正が円滑に行われるよう、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討することとされている。

- このうち①については、昨年末に「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表したところ、今後、当該ガイドライン案をもとに法改正の立案作業を進め、ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえ最終的に確定することになっている。

また、②については「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、法制度の具体的な在り方を議論する必要がある。

本部会は、これらの同一労働同一賃金の実現に向けた具体的な方策について検討するため、設置するものである。

- 非正規雇用としては、派遣労働、パートタイム労働、有期契約労働という 3 つの雇用形態が存在するところ、非正規雇用労働者の待遇改善を実効性あるものとするためにはこれらの雇用形態について一体的に検討を行うことが必要であることから、本部会は職業安定分科会、雇用均等分科会、労働条件分科会のそれぞれに設置し、毎回 3 部会を合同開催することとしたい。

第一条 労働政策審議会職業安定分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会、労働力需給制度部会、地方連携部会及び同一労働同一賃金部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項並びに部会に属すべき委員及び臨時委員の数は、別表のとおりとする。

3 部会が前項の専決事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

4 部会の専決事項として第二項に定めるもののほか、部会の所掌事務に属する事項で軽微なものうち、分科会長が部会の専決事項とすることが適当であると認められたものについては、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。

5 前項の規定により部会が議決をしたときは、当該部会長は分科会長にその旨を通知しなければならない。

6 部会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

7 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く部会の部会長が当該部会に諮って定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成十三年一月二十五日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成二十五年十二月二十六日から施行する。
- 2 第五条に掲げるもののほか、分科会に、当分の間、高年齢者雇用に係る有期労働契約に関する必要な事項について調査審議させるため高年齢者有期雇用特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。
- 3 特別部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各四人とする。
- 4 特別部会が附則第二項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。
- 5 特別部会については、第三条第一項から第三項まで、第四条及び第六条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年三月三十日から施行する。

別表

名称	所掌事務	専決事項	委員及び臨時委員の数
雇用対策基本問題部会	<ul style="list-style-type: none"> ・失業の予防及び再就職の促進対策の在り方に関し必要な調査審議をすること。 ・駐留軍関係離職者等対策に関し必要な調査審議をすること。 ・外国人雇用対策に関し必要な調査審議をすること。 ・建設労働に関し必要な調査審議をすること。 ・港湾労働に関し必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護雇用管理改善等計画の策定について ・建設雇用改善計画の策定について ・建設事業に係る事業主団体の作成する実施計画の認定について ・建設業務有料職業紹介事業の許可について ・建設業務労働者就業機会確保事業の許可について ・港湾雇用安定等計画の策定について ・港湾労働者派遣事業の許可について 	<p>労働者を代表するもの 六</p> <p>労働者を代表するもの 六</p> <p>公益を代表するもの 六</p>
雇用保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険に関し必要な調査審議をすること。 		<p>労働者を代表するもの 五</p> <p>労働者を代表するもの 五</p> <p>公益を代表するもの 五</p>
労働力需給制度部会	<ul style="list-style-type: none"> ・民間等の労働力需給制度に関し必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業の許可に関する事項について ・有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の許可に関する事項について 	<p>労働者を代表するもの 三</p> <p>労働者を代表するもの 三</p> <p>公益を代表するもの 三</p>
地方連携部会	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に関する国と地方公共団体との連携の在り方に関し必要な調査審議をすること。 ・地方公共団体の長が行う措置要請への対応に関し必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長が行う措置要請に関する事項について 	<p>労働者を代表するもの 三</p> <p>労働者を代表するもの 三</p> <p>公益を代表するもの 三</p>
同一労働同一賃金部会	<ul style="list-style-type: none"> ・同一労働同一賃金の実現に関し必要な調査審議を行うこと。 		<p>労働者を代表するもの 六</p> <p>労働者を代表するもの 六</p> <p>公益を代表するもの 六</p>

(備考) 雇用保険の雇用安定等事業の在り方について失業の予防及び再就職の促進対策の在り方と一体的に調査審議することは、雇用対策基本問題部会の所掌とする。